

令和3年8月17日

広島県危機対策推進事業者連絡会 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための
早期集中対策について（依頼）

本日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含むまん延防止等重点措置の適用が決定されました。

本県では、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑えるため、別紙のとおり、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策に取り組むこととしました。

つきましては、令和3年8月20日（金）から9月12日（日）の期間で、まん延防止等重点措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第31条の6第1項に基づき、別紙のとおり、イベント等の開催制限及び施設の使用制限等への協力を要請します。

あわせて、各事業者におかれましては、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策に基づき、感染拡大防止対策を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様にも周知してください。

担 当 危機管理課 黒川
電 話 082-513-2786